

○第 1 4 5 回添加物専門調査会

日 時：平成 27 年 8 月 5 日（水）14:00～16:50

議事概要：

（１）次亜臭素酸水に係る食品健康影響評価について

・次亜臭素酸水の品目の概要、その関連物質であるジメチルヒダントイン（DMH）及び臭化物の体内動態、遺伝毒性、急性毒性、反復投与毒性、発がん性、生殖発生毒性、ヒトにおける知見、一日摂取量の推計等について審議を行った。審議の結果、次亜臭素酸水、DMH、臭化物イオン、トリハロメタン及び臭素酸について、それぞれ以下のとおり評価を行うことが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

○DMH：ADI を 1 mg/kg 体重/日とする。

○臭化物イオン：ADI を 0.9 mg/kg 体重/日とする。

○トリハロメタン：トリハロメタンのうち検出される可能性のあるブロモホルムについて、その推定一日摂取量は食品安全委員会が設定した TDI を下回ることを確認した。

○臭素酸：臭素酸の推定一日摂取量は食品安全委員会が設定した臭素酸の発がんリスクレベル 10^{-6} を下回ることを確認した。

○次亜臭素酸水：以上を踏まえ、次亜臭素酸水が添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念はない。

* 殺菌料として使用されます。

（２）その他

・特になし。

以上